

福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱
(趣旨)

第1条 県は、市町村（中核市を除く）、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、民法第34条の規定により設立された法人又は医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院若しくは診療所を設置する農業協同組合連合会（以下「市町村等」という。）が、特別養護老人ホーム等の創設などで知事が必要と認める老人福祉施設の整備事業（直接又は間接に国庫負担（補助）金の交付の対象となる老人福祉施設等の整備事業を含む。）を行う場合に、市町村等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で負担（補助）金を交付する。

(負担（補助）の対象及び負担（補助）額)

第2条 負担（補助）金は、市町村等が別表1の老人福祉施設の施設整備を行う場合に、当該整備に要する経費について、市町村等に対して交付するものとし、その額は別表2の補助金交付基準に基づき算出された範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に指示する期日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) 見積書の写（設備整備費負担（補助）金申請書にのみ添付のこと）

(負担（補助）金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 負担（補助）金に影響のない事業費の変更で、かつ、当初の事業費の20%以内の変更
- (2) 補助事業に係る工事の請負額が設計額を下回るために負担（補助）金の減が生じる変更

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

- (2) 知事の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、第13号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除額の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (7) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認の申請)

- 第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、第4号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第3条に定める申請手続きに準じて、別に指示する期日までに行うことができる。

(申請を取り下げることができる期日)

- 第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める負担（補助）金について、概算払の方法により負担（補助）金を交付することができる。
- 2 前項の規定に基づき負担（補助）金の概算払を受けようとするときは、第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、施設整備に係る工事に着工したときは第6号様式により工事に着工した日から7日以内に、また、12月末日現在の工事進捗状況については第7号様式により別に指示する期日までに、その他必要に応じ知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、第8号様式による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 精算額内訳書（第9号様式）
- (2) 事業実績報告書（第10号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本

(負担（補助）金の交付請求)

第10条 負担（補助）金の交付の決定の通知を受けた市町村等は、補助事業等が完了した場合は、第11号様式による請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とし、規則第18条第1項第2号に規定する別に定める財産は単価50万円以上の機械器具等とする。

(会計帳簿の整備等)

第12条 （補助事業者が市町村の場合）負担（補助）金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第12号様式による調書、負担（補助）金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備して、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 （補助事業者が社会福祉法人、医療法人又は日本赤十字社若しくは民法第34条の規定により設立された法人の場合）負担（補助）金の収支状況を記載した会計帳簿及び補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の経由)

第13条 市町村等が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所管の保健福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。

(提出部数)

第14条 規則及びこの要綱に基づき市町村等が知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日（第3項において「施行日」という。）から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。
- 2 福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱及び福島県MRSA予防対策設備整備費補助事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 施行日前に前項に掲げる要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年6月27日から施行し、平成17年度分の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月16日から施行し、平成18年度分の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度分の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月4日から施行し、施行日以降の平成19年度分の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行し、平成20年度分の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月9日から施行し、平成21年度分の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の負担（補助）金から適用する。

別表1 補助対象老人福祉施設

1 次の表の左欄に掲げる老人福祉施設について、施設ごとに右欄に掲げる整備区分を補助対象とする。

ただし、療養病床を転換して整備する老人福祉施設の場合は、入居定員又は利用定員のうち当該転換床数相当分は補助対象としない。

老人福祉施設	整備区分
ア 特別養護老人ホーム (定員30人以上。ユニット型を原則とする。)	創設、増築、改築、大規模修繕等
イ アに併設される老人ショートステイ用居室 (ユニット型を原則とする。)	創設、増築、改築、大規模修繕等
ウ 養護老人ホーム	創設、増築、改築、大規模修繕等
エ ウに併設される老人ショートステイ用居室	創設、増築、改築、大規模修繕等
オ 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス (定員30人以上。)	創設、大規模修繕等

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改 築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築含む。）を行うこと。
大規模修繕等	既存施設について別紙「福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備を行うこと。

別表2 補助金交付基準

1 補助金交付額の算出

(1) 基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ア 基準額は、知事が別に定める額とする。

イ 対象経費は、施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（2に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含む。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(3) 大規模修繕等の場合は、(2)の額と、(1)アで定める基準額を比較して、いずれか少ない方の額に3/4を乗じた額とする。

2 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用。

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用。

(3) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用。

(5) その他施設整備費として適當と認められない費用。

福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備における大規模修繕等の取扱いについて

1 対象事業

既存施設において、老朽化が著しく使用に堪えず、入居者の安全等に影響が生ずるおそれがあるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事に要する費用の一部を予算の範囲内で以下のとおり実施する。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった外壁改修、屋上等の防水工事。
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	利用者及び職員の生命身体に直接的な影響を与えるおそれのある、熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) その他大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 1 施設とは、別表1の1対象施設をいう。

2 一定年数は、おおむね15年とする。

2 補助基準

(1) 1 施設の総事業費について、次により算出された金額以上のものを対象とする。なお、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものを対象とする。

施設延面積(知事が必要と認めた面積)(m²)×4,000円

ただし、1の(3)の事業については、総事業費が300万円以上のものを対象とする。

(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。